

議案第二十九号

中央区職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴う意見の申出について
右の議案を提出します。

令和七年六月四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴う意見の申出について
別紙のとおり中央区長から意見を求められた中央区職員の育児休業等に関する条例等の改正については、
異議ありません。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この議案を提出します。



7 中 総 職 第 2 5 8 号
令 和 7 年 5 月 2 8 日

中 央 区 教 育 委 員 会 様

中 央 区 長
山 本 泰 人

中央区職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴う意見の聴取について

中央区職員の育児休業等に関する条例等の改正を令和7年第二回中央区議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴教育委員会の意見を聴取します。

記

1 改正を要する条例

- （1）中央区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月中央区条例第3号）
- （2）中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月中央区条例第3号）

2 内容

（1）部分休業の取得パターンの多様化

部分休業制度について勤務時間の始め又は終わりに取得可能とする制限を撤廃するとともに、1年につき10日を超えない範囲内（※）で取得を可能とする第二号部分休業を設ける。

※ 非常勤職員の取得可能時間は、当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間に十を乗じて得た時間とする。

（2）仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への意向確認

- ①本人又はその配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及びその利用に関する意向確認のための措置（面談、書面の交付等）の実施
- ②3歳に満たない子を養育する職員に対する、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及びその利用に関する意向確認のための措置の実施

3 実施時期

令和7年10月1日

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）

新	旧
（趣旨） 第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 勤務日数 を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） （第一号部分休業の承認） 第十五条 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は	（趣旨） 第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） （部分休業の承認） 第十五条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について

新	旧
、三十分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第一号部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 (第二号部分休業の承認) 第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内	定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

新	旧
で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「<u>第二号部分休業</u>」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の<u>第二号部分休業を承認することができる。</u> 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数 2 勤務時間条例<u>第十六条の三第一項、勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。</u> （育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間） 第十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。 （育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第十五条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤	

新	旧
勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間 （育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情） 第十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業における給与の減額） 第十六条 職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号。以下「給与条例」という。）第十四条第一項、中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項並びに中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月中央区条例第十二号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十八条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与	（部分休業における給与の減額） 第十六条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号。以下「給与条例」という。）第十四条第一項、中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第十九条第一項並びに中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月中央区条例第十二号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十八条、幼稚園教育職員給与条例第二十二条並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与

新	旧
を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。 (経過措置) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。	を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第十七条 第十一条の規定は、部分休業について準用する。

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月中央区条例第三号）

新	旧
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。 2 （略） （妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等） 第十六条の六 任命権者は、中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）第十八条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第十六条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。 2 （略）

新	旧
二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置 三 中央区職員の育児休業等に関する条例第十八条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮	

新	旧
しなければならない。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	